

●特徴

無配当終身認知症・生活介護年金保険(低解約払戻金型)(001)

1 介護・認知症にそなえる

介護基本プラン

介護年金

所定の介護状態になった場合、**介護年金**で一生涯生活をサポートします!

認知症充実プラン

認知症保険金

器質性認知症と診断された場合、すぐに、**認知症保険金**を受け取れます!

認知症年金

所定の認知症になった場合、**介護年金**に加えて、**認知症年金**が上乗せされます。

2 のこす

死亡給付金

万一のことがあった場合、**のこしたい人**にのこすことができます!

解約払戻金

解約した場合、**期間の経過に応じた払戻金**を受け取れます!

●イメージ図

このイメージ図は、契約日から保険料払込期間が満了するまでの期間にわたって、介護年金と認知症年金が支払われることを示しています。介護年金は基本介護年金額×2の初回年金と、その後の基本介護年金額が支払われます。認知症年金は基本介護年金額の50%が支払われます。また、解約払戻金と死亡給付金のイメージも示されています。

●ご契約の引受条件

	介護基本プラン	認知症充実プラン
契約年齢(被保険者満年齢)	全期前納 15歳~75歳 分割払 15歳~70歳	全期前納 20歳~75歳 分割払 20歳~70歳
保険期間	終身	
支払保証期間	20年	
保険料払込方法	分割払(月払)もしくは全期前納	
保険料払込期間	全期前納 5年 分割払 10年~20年(1年単位)、25年、30年	
最低限度(単位)	基本介護年金額12万円(1万円単位)	基本介護年金額12万円(2万円単位)かつ 基本認知症年金額6万円(1万円単位)
最高限度	基本介護年金額: 15歳~39歳: 193万円 40歳~45歳: 144万円 46歳~75歳: 96万円 ※太陽生命の他の介護年金などと通算して所定の限度があります。	基本介護年金額: 20歳~39歳: 128万円 40歳~45歳: 96万円 46歳~75歳: 62万円 ※基本認知症年金額の最高限度は基本介護年金額を1/2にした金額 ※太陽生命の他の介護年金などと通算して所定の限度があります。
特別	【初回年金割増特則】 第1回の介護年金は「基本介護年金額×2」	【初回年金割増特則】 第1回の介護年金は「基本介護年金額×2」 【認知症診断保険金特則】 50万円(通算限度100万円)
被保険者	契約者本人またはその配偶者もしくは2親等内の親族	
診査区分	告知書扱	
指定代理請求特約	任意	必須
配当金	なし	
解約払戻金	あり	

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※「介護年金」は終身生活介護年金、「認知症年金」は終身認知症治療年金、「認知症保険金」は認知症診断保険金の略称です。

1/2

●保障内容(支払事由)

介護基本プラン

認知症充実プラン

名称	主な支払事由	お支払いする金額	受取人
終身生活介護年金	(1)第1回の終身生活介護年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき a. 「太陽生命所定の要生活介護状態」*1に該当したこと b. 「太陽生命所定の要生活介護状態」がその該当した日から起算して継続して180日あること イ. 公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定されたとき	基本介護年金額 ※初回年金割増特則が付加されているため、第1回の終身生活介護年金額は、「基本介護年金額×2」になります。	被保険者
	(2)第2回以後の終身生活介護年金 ア. 支払保証期間中 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、第1回の終身生活介護年金の支払事由が生じた日以後、被保険者が終身生活介護年金支払日に生存しているとき イ. 支払保証期間経過後 支払保証期間満了までの終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間満了後の年金支払日に生存しているとき		
死亡給付金	被保険者が、第1回の終身生活介護年金が支払われずに死亡したとき	所定の死亡給付金額	死亡給付金等受取人
死亡一時金	第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の終身生活介護年金支払日前に死亡したとき	まだ終身生活介護年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身生活介護年金の一括前払金額と同額	死亡給付金等受取人

*1 「太陽生命所定の要生活介護状態」とは、AまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

- A. つぎの①～⑤のうち、2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ①歩行 ②衣服の着脱 ③入浴 ④食物の摂取 ⑤排泄
B. 右記のいずれにも診断確定されたとき ●器質性認知症 ●意識障害のない状態における見当識障害

認知症充実プラン

名称	主な支払事由	お支払いする金額	受取人
終身認知症治療年金	(1)第1回の終身認知症治療年金 被保険者が、責任開始期前を含めて初めて器質性認知症に該当し、かつ、器質性認知症による太陽生命所定の状態(意識障害のない状態における見当識障害)がその該当した日から起算して継続して180日あるとき	基本認知症年金額	被保険者
	(2)第2回以後の終身認知症治療年金 第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、第1回の終身認知症治療年金の支払事由が生じた日以後、被保険者が終身認知症治療年金支払日に生存しているとき		
死亡給付金	被保険者が、第1回の終身認知症治療年金が支払われずに死亡したとき	所定の死亡給付金額	死亡給付金等受取人
死亡一時金	第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の終身認知症治療年金支払日前に死亡したとき	まだ終身認知症治療年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身認知症治療年金の一括前払金額と同額	死亡給付金等受取人

●留意事項

認知症診断保険金特則

- 認知症充実プランの場合、保険契約締結時に付加されています。
- 契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、生まれて初めて器質性認知症に該当したと医師により診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。
- 被保険者が死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。

解約・解約払戻金

- この商品は、**保険料払込期間中の解約払戻金額を低く設定*2**することによって**保険料を割安**にしています。そのため、保険料払込期間中に解約された場合、解約払戻金額はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。とくに、**ご契約後短期間で解約されますと、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかな金額**となります。また、保険料払込期間満了後に解約した場合でも、解約払戻金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合もあります。
- *2 保険料払込期間中にご契約を解約された場合の解約払戻金額は、解約払戻金額を低く設定しない場合の70%となります。

生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

指定代理請求特約

- 被保険者が年金・保険金などを請求できない特別な事情があるときに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1名の指定代理請求人が年金・保険金などをご請求できます。

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店



株式会社 新生銀行
〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2-4-3
ホームページ <http://www.shinseibank.com/>
電話 0120-456-860

(ご契約後のご照会)

引受保険会社



(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
お客様サービスセンター 0120-97-2111 (通話無料)
営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00
土曜・日曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)
ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>